

種豚 (死亡廃用共済) (疾病傷害共済)

特定肉豚 (死亡廃用共済)



死亡廃用共済では飼養家畜が死亡、廃用となった時に補償されます。疾病傷害共済では、疾病や傷害により獣医師の診療を受けた時に、その診療費が補償されます。種豚は死亡廃用共済・疾病傷害共済の両方に、特定肉豚は死亡廃用共済のみ加入できます。

●家畜の区分ごとに飼養する全頭を加入

家畜の区分	対 象 家 畜
種 豚	生後6カ月以降の繁殖豚
特 定 肉 豚	出生後20日以降（出生後20日の時点で離乳していない時は離乳した日から）

※特定肉豚の加入条件

過去3年間に於いて自家生産豚が出荷のおおむね全頭を占め、その出荷先が出荷資料の提供を得られる卸売市場などに出荷しており、今後もそれが確実であること。種豚とセットでの加入となります。

●補償期間は

掛金の納入があった日の翌日から1年間が補償の対象期間となります。

●年間飼養計画に基づく加入と期末調整（掛金の精算）

種豚の死亡廃用共済は、補償期間開始時に飼養している頭数に加えて、期間中に導入する種豚や出生後に種豚する予定頭数を含めた年間の飼養計画によって加入します。補償期間終了時において、予定頭数よりも少ない場合は差額掛金が返還され、予定頭数よりも多い場合は差額掛金を追加納入することになります。支払共済金も同様に精算します。

●死亡廃用共済の補償額（共済金額）は最高で8割

家畜の区分	対 象 家 畜
種 豚	共済金額＝共済価額×付保割合（20%～80%）
特 定 肉 豚	共済金額＝共済価額×付保割合（40%～80%）

※付保割合とは加入者が選択した補償割合のこと。種豚は20%～80%、特定肉豚は、40%～80%の範囲内で選択できます

●疾病傷害共済の補償額（共済金額）は

疾病傷害共済の共済金額は、補償期間中の病傷事故による診療費の補てんの限度額です。共済金額は、補償開始時点で飼養している豚の共済価額（評価額の合計）を基に算出した病傷共済金支払限度額※以下の金額を選択できます。

※病傷共済金支払限度額＝共済価額×病傷共済金支払限度率

●共済価額とは

共済価額＝1頭ごとの評価額の合計額

	種 豚	特定肉豚
死亡廃用共済	飼養計画頭数の家畜の評価額の合計額	基準日に飼養している家畜の評価額の合計額
疾病傷害共済	補償開始時点で飼養している家畜の評価額の合計額	なし

種豚の評価額は市場の平均取引価格を基に算出します。

特定肉豚の評価額は子豚市場における平均取引価格を基に、国の定めた方法により算出します。

●死亡廃用事故の支払共済金は

支払共済金＝損害の額×付保割合（加入者が選択した補償割合）

損害の額＝事故家畜の価額－（廃用家畜の価額または残存物価額＋補償金）

- ・残存物価額（農家手取り）は、残存物価額が基準額より高い場合に用います。
- ・基準額は、基準単価×枝肉重量－処理経費で算出した額です。
- ・過去の被害率が高い加入者に対して、共済金の支払限度額が設けられます。
- ・口蹄疫、牛疫、CSF（豚熱）、ASF（アフリカ豚熱）は、国から手当金が支払われるため、共済事故から除かれます（殺処分された豚熱の疑似患畜は、家畜共済金の算定対象となります）。

●疾病傷害事故の支払共済金は

支払共済金＝診療点数×10円×9割

※NOSAIの家畜診療所の診療費は、診療点数×12円で計算されます。よって、NOSAIの家畜診療所を利用した場合、農家負担額は「診療点数×12円－支払共済金」で算出される額になります。

●導入から2週間の事故は請求できません

家畜の導入から2週間は「待期間」となり、その間の事故は一部を除き共済金の請求ができません。ただし、加入者から加入者への異動により導入された家畜は待期間中であっても請求できます。

●掛金は

共済掛金＝共済金額（補償額）×共済掛金率（国が掛金の40%を負担）

共済掛金率は、家畜の区分ごと、加入方式ごとに定められています。共済金の支払いが少ない農家は掛金が安く、共済金の支払いが多い農家は掛金が高くなる危険段階別共済掛金率の制度をとっています。農家負担掛金が3万円以上になる場合は、分納することができます。また、掛金のほか事務費賦課金が加算されます。

●掛金を安く抑える加入方式があります

共済金の支払対象となる事故を限定することで共済掛金を安く抑えることができます。この加入方式（事故除外方式）を選択するには飼養に関する条件があります。

家畜の区分	事故除外の種類		対象となる事故
種 豚	4号	イ	死亡事故、廃用事故ともに特定事故※のみ対象
		□	死亡事故は限定なし。廃用事故は、行方不明と奇形のみ対象
特 定 肉 豚	5号		特定事故による死亡事故のみ対象

※特定事故とは、火災、伝染病（法定伝染病及び届出伝染病）、自然災害による事故

※特定肉豚における伝染病は、法定伝染病と届出伝染病（豚デシオウィルス性脳脊髄炎及びニパウィルス感染症のみ）です。

事故除外方式選択の条件

家畜の区分	条 件
種 豚	5年以上継続して飼養していること
特 定 肉 豚	共済掛金期間開始の時、有資格頭数が200頭以上であり、かつ、5年以上継続して飼養していること

●掛金の目安（共済金額（補償）10万円あたり）

（単位：円）

家畜区分	オールリスク（標準）			事故除外方式		
	最低	新規	最高	最低	新規	最高
種 豚	1,247	26,273	51,942	49	1,024	2,024
特 定 肉 豚	6,536	8,251	60,000	53	67	1,066

※表中の「最低」「最高」は、過去の共済金支払い実績による危険段階（いわゆる等級）を示します。

※農家負担掛金のみを示しています。このほか事務費賦課金がかかります。

●死亡・廃用事故が発生したときは

- ・診療を依頼した獣医師を通じ、速やかにNOSAIへ連絡してください
- ・死亡・廃用個体については、NOSAIの確認が必要です。
- ・廃用事故家畜については、写真撮影が必要です。
- ・共済事故に該当した場合は、迅速な個体の搬出を行ってください
- ・廃用事故の場合は、売上伝票（仕切り書）、運搬料の領収書等を提出してください

●疾病傷害事故が発生したときは

- ・速やかに獣医師の診療を受けてください

●自然災害等に備えて復旧計画を作成しましょう

農林水産省では、自然災害や家畜伝染病等のリスクに対する備えの意識や関心を高めてもらうことなどを目的に「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP※（事業継続計画書）」フォーマットを作成しています。畜産経営の見直し、改善にも繋がる計画を作成してみましょう。



チェックリスト、農業版BCPのフォーマットは農林水産省ホームページに掲載しています

農業版BCP 農水省

検索

※**BCP（事業継続計画）**とは、自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のことです。